

令和 8 年矢巾町議会定例会 1 月第 2 回会議目次

議案目次	1
第 1 号 (1月30日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	3
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○報告第 1 号 令和 7 年度矢巾町一般会計補正予算 (第 9 号) の専決処分に係る報告について	5
○議案第 6 号 令和 7 年度矢巾町一般会計補正予算 (第 1 0 号) について	7
○散 会	1 3
○署 名	1 5

議 案 目 次

令和 8 年矢巾町議会定例会 1 月第 2 回会議

1. 報告第 1 号 令和 7 年度矢巾町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分に係る報告について
2. 議案第 6 号 令和 7 年度矢巾町一般会計補正予算（第 10 号）について

令和8年矢巾町議会定例会1月第2回会議議事日程（第1号）

令和8年1月30日（金）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第 1号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に係る報告
について
- 第 4 議案第 6号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	11番	山本 好章	議員
12番	高橋 安子	議員	13番	水本 淳一	議員
14番	村松 信一	議員	15番	昆 秀一	議員
16番	赤丸 秀雄	議員	17番	谷上 知子	議員
18番	廣田 清実	議員			

欠席議員（1名）

10番 小笠原 佳子 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高橋 昌造 君 副 町 長 岩 淵 和 弘 君

総務課長
兼選挙管理
委員会書記長

田村英典君

未来戦略課長 花立孝美君

企画財政課長 田中館和昭君

産業観光課長 村井秀吉君

道路住宅課長 田口征寛君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田徹君

議会事務局長
補 佐 千葉欣江君

主任主事 渋田稀結君

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、10番、小笠原佳子議員は、都合により遅参する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

ただいまから令和8年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより1月第2回会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

4番 ササキマサヒロ 議員

5番 吉田喜博 議員

6番 藤原信悦 議員

の3名を指名いたします。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の1月第2回会議の会議期間は、1月26日開催の議会運営委員会で決定したとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、1月第2回会議の会議期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 報告第1号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）の専決

処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第3、報告第1号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第1号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、15款県支出金の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金を新設補正し、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款総務費の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費を新設補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,811万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億9,702万6,000円とするものであります。

これらのことについては、本年1月19日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第4号の規定に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） それでは、令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）の詳細についてご説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、9ページをお開きください。歳入でございます。15款県支出金、3項委託金、項の補正額1,731万8,000円。主なものといたしまして、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金になります。

18款繰入金、2項基金繰入金80万円、財政調整基金からの繰入れでございます。これによりまして、基金残高は9億6,313万8,000円となります。

続きまして、13ページをお開きください。歳出でございます。2款総務費、4項選挙費、項の補正額1,811万8,000円。第51回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費でございます。

以上で令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 今回衆議院議員選挙に伴う補正予算だと思うのですが、冬の時期に選挙ということで、やはり車椅子を利用したりだとか、ベビーカーを押したりだとか、つえをついたりだとか、そういった方々、多く投票所に行きたいと思う方が多いと思うのですが、そこら辺の除雪などの対応等何か考慮されている部分、または予算に関わる部分で執行される部分があれば教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（田村英典君） お答えいたします。

来週からまた寒気が来るということで雪、積雪が見込まれますので、町の職員のほう、選挙管理委員会事務局中心になりまして、7つの投票所、それから期日前投票所の部分については、除雪機械もごございますので、足元悪い状況ではございますが、事故等が起きないように、そこはしっかり除雪等をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

日程第4 議案第6号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、議案第6号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第6号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、10款地方交付税の普通交付税、14款国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の食料品物価高騰対策支援事業及びコミュニティ施設物価高騰対策支援事業、6款農林水産業費の畜産農家物価高騰対策支援事業、7款商工費の中小企業物価高騰対策支援事業を新設補正し、2款総務費の公共施設等総合管理基金積立事業、8款土木費の除雪事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,223万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億925万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 議案第6号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の詳細についてご説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、11ページをお開きください。歳入でございます。10款地方交付税、1項地方交付税、項の補正額1億9,536万3,000円、普通交付税の増になります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、項の補正額2億5,908万円。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増でございます。

歳出におきましては、2款、6款、7款の物価高騰対策支援事業に充当いたします。

15款県支出金、2項県補助金、項の補正額6万円の減。

18款繰入金、2項基金繰入金、項の補正額5,784万7,000円、財政調整基金からの繰入れて

ございます。基金残高は9億529万1,000円となります。

15ページをお開きください。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、主なもの
といたしまして、説明欄のところでございますが、公共施設等総合管理基金積立金2,000万円
でございますが、この後、ほかの基金の積立てがございましたけれども、これは令和7年度当
初予算編成の際に、一般会計に繰り入れた分の積立てになります。この基金の残高は4,001万
9,000円となります。

次に、町ふるさと基金積立金1,500万円、残高は1,500万9,000円となります。

その下のところがございます。食料品物価高騰対策支援事業2億1,279万5,000円。全ての
町民の方に1人当たり8,000円の現金給付を行うものでございます。

次のページをお開きください。説明欄のところがございます。減債基金積立金2,310万
8,000円。残高は7,375万6,000円となります。

次の部分でございます。コミュニティ施設物価高騰対策支援事業82万1,000円につきましては
は、各自治会で管理しております自治公民館あるいは防犯灯に対する支援でございます。項
の補正額2億7,232万4,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、項の補正額240万円。畜産農家物価高騰対策支援事業に充
てるものでございます。畜産農家への支援となります。

7款商工費、1項商工費、次ページになります。項の補正額4,279万6,000円。主なものと
いたしまして、中小企業物価高騰対策支援事業ということで、町内の法人約1,000社に対して
の支援となります。

8款土木費、2項道路橋梁費、項の補正額1億7,471万円。主なものとして、除雪
事業の増になります。今シーズンの降雪量が多いことから除雪の出動回数が多くなっており
ますので、それに対応した補正となります。

10款教育費、1項教育総務費、項の補正額1,000万円。教育施設整備基金の積立て1,000万
円でございます。残高は2億2,765万4,000円でございます。

4項社会教育費、項の補正額1,000万円。芸術文化振興基金への積立ての1,000万円でご
ざいます。残高は5,017万円となります。

以上で令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の詳細説明を終わります。よろしく
お願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入りま
す。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番(赤丸秀雄議員) 除雪費の補正についてお伺いします。今回の1億7,400万ほどの補助費というのは、1月も出動されて結構な部分であります。これは1月末を想定した補正額なのでしょうか、それとも例えば2月の何回か分も含んだ形なのでしょうか、そこを確認させてください。

○議長(廣田清実議員) 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長(田口征寛君) お答えいたします。

2月末までを見込んだ補正額というふうにしております。1月は、まずかなり出動回数が多かったのですけれども、天気予報などを見ますと、ちょっと春のほうに向かっていくのかなというのもございます。1月分を差し引きますと、委託料残額として大体4,500万円程度というふうになるのですが、1回除雪、全車での出動となると、1回2,500万円前後かかります。また、今回は特に西部地区、西部開拓線より西側とか、和賀線より西側とか、そういった分け方で出しておまして、それがやっぱり雪の量とかでも変わってくるのですけれども、1回当たりが150万から、西側のほう、不動盛岡線より西というふうになりますと900万円とかというふうになりますので、そういった分を加味しまして、2月末まではここで対応できるのではないかなということで補正をお願いするものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田清実議員) よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

藤原信悦議員。

○6番(藤原信悦議員) 17ページの商工振興費のところの中小企業物価高騰対策支援金、これの支給基準というか、方法について確認いたします。

○議長(廣田清実議員) 村井産業観光課長。

○産業観光課長(村井秀吉君) ただいまのご質問にお答えいたします。

支給方法というところではございましたが、まず今回の受付に関しましてでございますけれ

ども、受付はやはり今回の中小企業といった場合には、プッシュ型がなかなか困難だという想定をしておりました。ということで、まず今回の議会でご承認いただければ、即町のホームページでありますとか、ラインですとか、あとは3月1日付の広報、あとはその他、商工会さんにもお願いして商工会ニュースとかできればというところを想定しておりますが、これで対象になる法人さんへの周知を徹底したいということで、受付につきましては、4月1日から5月31日の期間で受付をして、6月末までには全て終えたいというところで考えておるところでございます。

なお、受付が早期に来たものについて、順次お支払いする形とさせていただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） それぞれ企業さん、いろいろと営業事情があると思うのですが、支給基準については線引きをされるのですか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

基準でございますが、まずは矢巾町内に事業所を有して既に事業されている事業所という線引きをさせていただきます。

なおかつ、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に事業終了年度を迎える、いわゆる決算日を迎える法人、なおかつそれをもって法人町民税を申告納付した法人ということ的前提にさせていただきたいと考えておまして、それによって、あとは先般の全員協議会のところでもお話しさせていただきましたが、5名以下では3万円と、あと50人以上になりますと10万円というような形で、従業員数に応じて段階的に給付額を設定をしておりますが、それで支給したいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） ただいまの商工のところでございますけれども、法人が対象ということでありまして、零細といいますか、もうちょっと小さいところの個人事業の場合には対象にならないわけでありまして、やはりお店なんかで聞きますと、お客さんが来なく

てもずっとストーブをつけておかなければいけないとか、そういうことがありまして、大変苦勞していらっしゃると思いますので、今回の対象には……

○議長（廣田清実議員） ちょっとタブレットをずらしてくれる、もっとこっちに、反対に。

○8番（小川文子議員） 雑音。

○議長（廣田清実議員） そうです。

○8番（小川文子議員） 今後の方向性として、そういう個人事業主の方への対応というものをやはり考えていく必要があるのだろうと思いますが、その考えについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の中小企業に対しての支援ということでございますが、まず町民に対して8,000円の給付というのは同時に、ご説明したとおりでございますが、個人に対しては8,000円の給付ということがございますので、であれば個人か法人かというところで今回線引きさせていただいて、法人に対しては、従業員数に応じて先ほど申し上げたとおり給付を行いたいというところでございます。

なお、プレミアム商品券とか、いろいろな手法もあるかとは思いますが、やはり一部の商店、言ってみれば小売だとか、そういったところに集中しかねないというところもありますので、今回我々考えた法人に対しては、広く皆さんに行き渡る形というのが今回の方法かというふうに捉えておりましたので、このような形とさせていただきたいとするところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 個人に対する今後の考え。

村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） なお、個人に対してというところでございますが、個人事業主ということでございますけれども、今回は個人に対しては8,000円の給付、法人に対しては今回の中小企業ということでやりますけれども、それがどのような枠組みになるのかということの想定も踏まえまして、もしも同じように何か国から例えば補助があつての事業といった場合には、検討させていただくということになるかとは思っています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第6号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算(第10号)についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長(廣田清実議員) 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして令和8年矢巾町議会定例会1月第2回会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前10時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員